

令和2年度第2回埼玉県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 募集要項

1 目的

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「小規模多機能型サービス等事業所」という。）の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者に対し、小規模多機能型サービス等事業所において利用者及び事業の特性を踏まえた指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は小規模多機能型居宅介護事業計画、看護小規模多機能型居宅介護事業計画若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識及び技術を修得させ、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とします。

2 実施主体

埼玉県

3 実施方法

Z o o mを使用したオンライン研修

4 日程

日程	日付	時間
第1日	令和3年3月18日（木）	午前10時～午後4時（予定）
第2日	令和3年3月19日（金）	午前10時～午後4時（予定）

※ 両日とも、ログイン開始時刻は午前9時40分（予定）

5 定員

30名

（定員を超える申込みがあった場合、受講いただけない場合があります。あらかじめ御了承ください。）

6 受講対象者

以下（1）～（4）の要件すべてを満たす方となります。

- （1）指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に就任する者（既存の事業所において計画作成担当者を変更する場合を含む）。

※ ただし、令和3年9月30日までの間に、埼玉県内（さいたま市を除く）事業所の計画作成担当者に就任する者を優先します。

- （2）認知症介護実践研修（実践者研修）※を本研修開始までに修了している者

※ 旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）を含みます。

- （3）介護支援専門員の資格を有している者※

※ サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に就任予定で、本体事業所の介護支援専門員により居宅サービスの計画作成が適切に行われている場合は、資格は不要です。

- （4）インターネット環境（パソコン、ネット環境、接続スキル、WEBカメラやマイク等の機器など）を整えることができる者（詳細は、別紙「オンライン研修に係る留意事項」を御確認ください。）

※（4）に関しては、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの一時的な要件となります。

7 オンライン研修に係る留意事項

本研修はZ o o mを使用したオンライン研修として実施します。本研修では、ビデオ付きの参加が必須となります。受講者が映っていない等、出席が確認できない場合には、修了を認めない場合がありますので御注意ください。詳細は、別紙「オンライン研修に係る留意事項」を御参照ください。

8 内容（カリキュラム）

別紙「令和2年度 埼玉県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 《第2回》 Z o o m研修プログラム」を御参照ください。

9 受講料

4, 100円 / 1名

※ オンライン研修の視聴環境の確保や通信料は受講料に含まれておりません。受講者の負担となります。

※ 受講決定通知と併せて入金方法について御案内いたします。入金が確認できた方に研修資料を送付しますので、令和3年3月5日（金）までにお支払いください。

10 申込方法

(1) 申込書類

- ① 受講申込書（様式第1-1号）
- ② 認知症介護実践研修（実践者研修）又は旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）の修了証書の写し（受講対象者の要件（2）確認用）
※ 認知症介護実践研修（実践者研修）を受講中の方は、同研修受講決定通知の写しを御提出ください。
- ③ 介護支援専門員証の写し（受講対象者の要件（3）確認用）

(2) 申込先

計画作成担当者として就任する事業所所在地の市町村（熊谷市、深谷市、寄居町の場合は、大里広域市町村圏組合。以下同じ。）の担当課。

(3) 申込締切

令和3年1月29日（金）

11 受講決定

受講の可否は、事業所所在地の市町村等を通じて申込者全員に通知します。
受講決定者には、受講上の詳細を併せてお知らせします。

12 修了認定

- (1) 受講中、以下のような行為が見受けられる場合や、研修指導者の指示に従わない場合には、受講を取り消すか、又は修了を認めない場合があります。
 - ① 研修態度が好ましくない場合
（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為、居眠り、離席等）
 - ② 講師の指示に従わない場合（休憩時間含む）
- (2) 提出物、その他の点から研修内容を理解していないと判断される場合には、別途レポートの提出を求めることや、修了を認めない場合がありますのであらかじめ御了承ください。

- (3) 修了証書は、全カリキュラム（全日程）を修了した方に、後日郵送いたします。
遅刻、早退、欠席が生じないように十分に御注意ください。
また、修了証書は再発行いたしませんので大切に保管してください。
- (4) 研修受講の際に、接続不備等により受講ができなかった場合でも、通常の欠席と同様の扱いとなり、修了の対象にはなりませんので御注意ください。

1 3 注意事項

- (1) 受講の可否にかかわらず、申込書類は返却いたしませんので御了承ください。
- (2) 一度お支払いいただいた受講料は、原則として返金できません。
- (3) 受講決定後、やむを得ない事情により参加ができなくなった場合は、速やかに事業所所在地の市町村を通じてその旨を御連絡ください。
- (4) 研修受講の際は、県及び研修実施機関からの受講上の諸注意を遵守してください。

1 4 本件に係る問合せ先

担当：埼玉県福祉部地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当 森田・宇梶
電話：048-830-3251（担当直通）